

応用倫理学の方法

——原則主義、決疑論、行為者中心主義——

奥田 太郎

目次

はじめに

第一章 原則主義論争

クラウザーとガートによる原則主義批判

共通道徳理論—ガートとクラウザーのアプローチ

詳述化

ビーチャムとチルドレスの応答

第二章 決疑論と行為者中心主義

ジョンセンの決疑論

ビーチャムとチルドレスによる批判

クツェフスキーによる決疑論の積極的展開

ワイトベックの行為者中心主義

むすび—方法論論争が含意するもの

はじめに

応用倫理学に固有の方法はありうるのか。応用倫理学もまた哲学の営みの一つであるとすれば、哲学同様固有の方法はないと言うべ

きであるかもしれない。しかし、「学」の看板を掲げるのであれば、その学に固有の方法があつて然るべきだとも考えられる。そうでなければ、それは単なる思考の集合であつて、何も大学という制度の中に、ご大層な講座をわざわざ構えるほどのものではないのではないか、という疑念を向けられることにもなるだろう。いやまた再び逆に、そうした制度化された学に絡めとられない思考の自由な運動をあえて大学という制度の中で学として営むことにこそ、哲学が応用倫理学として現代に臨むことの意義である、と嘯くこともできよう。実際のところ、応用倫理学の方法は、いかに論じられようとも結局は問題に取り組む個々の研究者に委ねられることになるという意味で、基本的に自由でしかありえないのかもしれない。しかし、すでに述べたように、応用倫理学が社会運動やジャーナリズムではなく学問であり続けるのであれば、そこには一定程度の方法的類型が必要とされるのではないだろうか。その類型は、おそらく絶対的な拘束力をもつものではなく、研究に取り組む個々の応用倫理学者がそれぞれ目安にしながら、一定の幅をもつ学術的妥当性を確認するよ

うなものであると思われる。そうした類型を発見していくにあたっては、すでに過去約三十年間にわたって蓄積されてきた応用倫理学の方法をめぐる議論を押さえておくことが有益であろう。

たとえば、英語圏における応用倫理学の方法に関する議論は、応用倫理学の重要性が主張され始めた一九七〇年代にすでにさまざまな形で開始されている。もちろん、応用倫理学の方法として直接的に論じられることもあれば、生命倫理やビジネス倫理、技術者倫理といった特定領域の方法として論じられることもあったわけだが、結局それらは総じて、哲学・倫理学者が現代社会の喫緊の倫理的諸問題にいかに取り組みうるか／取り組むべきか、という応用倫理学の方法に関する議論だとみなすことができる。この問題圏に関して、強い関心と一定程度の議論の蓄積があるのは、なんといつてもやはり生命倫理領域である。たとえば、米国における生命倫理学の総本山的存在であるジョージタウン大学ケネディ倫理研究所のトム・L・ビーチャムらによつて、研究所のジャーナルでの特集その他を舞台として、二十年以上にわたって精力的な論争が展開されてきている。本稿では、そのあたりの足跡をたどりつつ応用倫理学の方法について考えてみたい。

一般に、応用倫理学の方法論の典型的なあらすじは、トップ・ダウン型アプローチとボトム・アップ型アプローチを紹介しそれぞれの不備を指摘した後に、折衷型の調和主義的なアプローチを提示する、というものである²⁾。本稿では、こうした「正・反・合」的な理論史構築からは一定の距離を保ちながら論を進めたい。なぜなら、

本稿は、どのような方法であれば現実の倫理性や道徳性を的確に捉えることができるのか、という倫理学の理論的な問題意識ではなく、それぞれの論者が自らの方法論を綴り出すに至った要因にこそ着目したいという倫理学者としての実践的な問題意識に定位して書かれているからである。それゆえ、個々の論者の主張と批判については比較的ニュートラルな記述を心がけて、サーベイ論文的に論争状況の提示を試みたい。

第一章 原則主義論争

ビーチャムとチルドレスが一九七九年に『生命医学倫理の諸原則 (Principles of Biomedical Ethics)』を世に問い、哲学・倫理学者として生命倫理の諸問題に取り組みするためのアプローチを提示した。もちろんビーチャムらは、現代の古典の一つに数え入れられることもあるこの著書の中で、「原則に基づくアプローチ (principle-based approach)」という独自の立場を明確にしたわけではあるが、しかし、彼らのアプローチが本当の意味で論争の表舞台に登場するのは、そのアプローチに対する痛烈な批判が次々と現れるようになってからである。代表的なところでは、一九八一年に発表された「原則の暴虐」と銘打たれたトゥールミンの論考 [Toulmin 1981] を挙げることができるが、ビーチャムとチルドレスに対して公式に挑戦状を叩き付けたのは、他ならぬ一九九〇年のクラウザーとガートの論考 [Clouser and Gert 1990] であろう。この論考においてクラウザーとガートがビーチャムとチルドレスのアプローチに「原則主義

「principlism」のレッテルを貼ったことで、「原則」の倫理学方法論上の位置づけ問題という応用倫理学の一つの論争のフィールドが明確に形成されたのである。³⁾

ビーチャムとチルドレスはその後、『生命医学倫理の諸原則』を改訂する形でクラウザーとガートの批判に答えていくことになる。その応答に大きな影響を及ぼしたのが、クラウザーとガートの「原則主義」批判論文と同じ一九九〇年に発表されたリチャードソンの論考 [Richardson 1990] である。リチャードソンは、この論考の中で「詳述化 (specification)」というモデルを提起し、原則主義を補強して「詳述化原則主義 (specified principlism)」へとバージョンアップさせる契機をもたらした。そして、ビーチャムとチルドレスは、一九九四年に刊行された『生命医学倫理の諸原則』の第四版において、リチャードソンの「詳述化」の議論を自らの原則主義に取り込むことを明言することとなったのである。そして翌一九九五年『Kennedy Institute of Ethics Journal 誌上』で、「詳述化」を取り込みつつあった「原則主義」のビーチャム [Beauchamp 1995]、その批判者であり「共通道徳理論」を掲げるクラウザー [Clouser 1995]、次章で述べる決疑論の論客ジョンセン [Jonsen 1995] らが相見え、原則主義論争の構図が明確化する。⁴⁾ その後も活発な論戦が継続されているのだが、本章では、ビーチャムとチルドレス対クラウザーとガートの対立軸から、クラウザーとガートによる原則主義批判、彼らの積極的な主張である「共通道徳理論」、リチャードソンの「詳述化」モデルについてやや詳細に紹介し、最後に、『生命医学倫理

の諸原則』第五版 [Beauchamp and Childress 2001] でのビーチャムとチルドレスの見解に簡潔に言及する。

クラウザーとガートによる原則主義批判

クラウザーとガートは、論考の冒頭で、お手軽にパッケージ化された形でもはやされてきた米国における一九七〇年代以降の二十一年間に及ぶ生命倫理学の状況を批判し、そこかしこで「善行：自律…正義…」というマントラ (呪文) が唱えられていると皮肉を浴びせる [Clouser and Gert 1990: 219]。彼らの批判の要点は、「原則」の内容ではなくてその使われ方に向けられている。原則主義で用いられている「原則」の概念的・体系的な地位が問題とされる。ただし、クラウザーとガートは、自分たちの批判の矛先は生命倫理学において大きな影響力をもつ思潮に対して向けられているのであって、厳密には個々の論者に対して向けられていない、と断りを入れている [220]。

クラウザーとガートによれば、「原則」と呼ばれているものは、道徳理論の代替物たりえないし行為の指針ともなりえない。伝統的な倫理学の原則は、それを補強する包括的な理論を効果的に要約したものであった。そうした理論的裏づけを有するロールズや・S・ミルの原則とは異なり、原則主義の提示する「原則」はその中にいくつもの相拮抗する問題群を抱えてしまっている。原則主義の「原則」の機能は、考慮されるべき倫理的価値が存在することを行為者に思い出させることにすぎず、どのように考え行為すべきかと

いう行為の指針を示すことではない。したがって、結局は行為者が手前味噌のやり方や解釈で問題に対処することになってしまう。「原則」だけでは判断を決定するには不十分であり、それらの「原則」には、コンフリクトの解消、優先度決定などに関する理論的基礎が欠落しているのである。結局、原則主義が「原則」を論じる場所では、実際にはたとえば「善行を考慮することが大切です」といった程度のことしか述べられておらず、有益なガイドラインの提示という目標に反して羊頭狗肉の結果に終わっていると言わざるを得ない。要するに大きな問題は、それらの「原則」が確立され正当化されたものだと思定されていること、および、行為者が自分の道徳的決定に際して依拠すべき根拠に気づけないだろうということ、の二点である。原則主義は、難しい倫理問題を前にして理論的裏づけのある「原則」を適用しているかのように見せながら、実際のところ「いろいろな角度から事例を考えましょう」としか言っていない。原則主義は、善行についてはミルの、自律についてはカントの、正義についてはロールズの、無危害についてはガートの理論をそれぞれ密輸入して店を開いているだけ、という疑いを払拭できないのである。²² [221-223]

クラウザーとガートは、こうした原則主義が蔓延ってきた生命倫理学の状況に対して、「アンソロジー症候群」という診断を下す。生命倫理学の教科書として使われるアンソロジーのほとんどでは、まづ功利主義、カント主義、契約主義などの理論が紹介され、それらが不十分であることが示される。その上で、具体的な諸問題につい

て、そうした不十分とされる理論を用いながら検討していくことになる。このような「アンソロジー」アプローチは原則主義のアプローチに他ならない。クラウザーとガートによれば、原則主義は、倫理学理論の内実を捉え損なっているがゆえに、複数の異なる理論がそれぞれ正当化の序列の頂点に位置置いてそれらの間で適切性の判断ができないという一種の相対主義に陥っているのである。²³ [232]

さらに、クラウザーとガートは、批判の標的である生命倫理学における主要な思潮に絶大な影響力を及ぼしてきたピーチャムとチルドレスの原則主義に対しても批判を加えている。²⁴ ピーチャムとチルドレスが提示する「善行」の原則の中には、「危害を予防し排除せよ」と「利益を与えよ」というかなり異なる指令がともに含まれている。そうした差異を度外視してそれらを一括して「原則」と呼ぶことで、難しい理論的問題が棚上げされるように思われる。ピーチャムとチルドレスは確かに道徳の微妙なニュアンスを拾い上げよう心がけてはいるが、クラウザーとガートの批判の要点は、「原則」それ自体およびそれら相互の関係についての体系的な説明が欠けていることにある。単に緩やかに関わり合っているような問題群を「原則」の名の下に括っているだけであるのに、あたかも個別事例に「応用」できる「原則」であるかのように語ることは、実践的にも理論的にもミスリーディングである、と彼らは難ずる。このように、原則主義は、体系的統一性を欠いているがゆえに実践的・理論的な問題を生み出している。それぞれの「原則」を結びつける道徳理論が不在であるため、「明確で、首尾一貫した、包括的で、特殊な行為の規

則 (clear, coherent, comprehensive and specific rules of action)」をもちたらずともそれらを正当化することもべきなのである。[226-227]

さて、原則主義によれば、「倫理学理論」は、正当化の序列の頂点に位置づけられてはいるが、個々の現実的問題には対処しきれないものであり、その代わりに道德的な「原則」が事実上最終審級の役割を果たすことになる。クラウザーとガートは、こうした原則主義の理論観を批判し、複数の競合する理論の相互関係と状況に応じた理論間の優劣関係を統一的に示すことのできる包括的な理論の提示を主張する。そしてそれは、われわれに共通する道德直観の説明と正当化の継続的な試みに他ならない、と考えられる。仮に理論から現実的でない結論が出たならば、理論に立ち戻って理論を改訂することが必要となるが、原則主義ではそうした不整合の要因を探ることがそもそもできない、とクラウザーとガートは批判する。そうした原則主義に対する代替案として、彼らは、道德規則、道德的理想、規則違反の正当化に関する決定手続き、見解不一致を説明する道德理論などからなる道德システムを構想するのである。[233-234]

共通道德理論—ガートとクラウザーのアプローチ

痛烈な原則主義批判を打ち出したクラウザーとガート自身の積極的主張はどのようなものだろうか。彼らの提示するモデルについて、一九九五年のクラウザーの論考 [Clouser 1995] に依拠しつつ概観してみる。クラウザーは、自分たちのアプローチは、原則主義

の源泉となった『ベルモンド・レポート』の発表よりも十年以上前の一九六六年頃からバーナード・ガートが打ち出した基本的な立場を更新したものであり、そもそも原則主義への反動から生まれたものではない、と注意を促す。さらに、彼らのアプローチは、一般的な倫理学理論であり、生命倫理学に特化されたものではない、とされる。[Clouser 1995: 226] こうした包括性への指向は、取り扱い領域を生命倫理に限定するピーチャムとチルドレスの姿勢との最も根本的な違いであると言える。

ところで、クラウザーらの強調点は、システムとしての道德 (morality as a system) にある。それは、道德規則、道德的理想、状況に関する道德的に重要な特徴、コンフリクトに取り組み細かい手続き、という四つの主要素からなる複雑なシステムであるが、各要素が規則によって基礎づけられるわけではない。クラウザーによれば、道德理論の役割は、日々実践されている日常の道德について体系的な説明を与えることである。また、すでに述べたように、道德理論は、共通の道德直観を説明し正当化しようとする継続中の試みに他ならない。それゆえ、日常の道德経験こそがクラウザーらの理論の始点であり、そうした日常の道德は一般に、道德規則 (欺くなかれ、殺すなかれ、嘘をつくな) や道德的理想 (苦痛を和らげよ、自由を促進せよ、貧者を助けよ) として捉えられるものの中に現れている。[227-228]

そうした日常の道德は、いくらか混乱していたり矛盾していたり曖昧であったりするので、道德理論は、それを習慣や信念に照らし

て解決、解釈、調停しなければならない。理論の役割は、道徳が、すべての人々に適用される公共的システムとして受け入れ可能であると不偏的で合理的な人々が考えるようなシステムである、ということを示すことである。クラウザーはさらに詳しく次のように説明する。何であれ、一人の人物について道徳によつて要求されたり禁じられたりすることは、同じ道徳的な重要性をもつ状況において、すべての人々について要求されたり禁じられたりしなければならぬ。さらに、道徳のシステムは、それに自分が従い、かつ、他者にも同様のことをするように強いることが合理的であるようなものでなければならぬ。したがって、道徳のシステムは、すべての人に理解可能でなければならぬし、また、受け入れないことが不合理であるような信念（人が苦しんでいる／人が死ぬ／人が苦痛を経験している／人が苦しみ、無力、死に苦しめられたくないと思つている／人間の認知能力には限界があるetc.）にのみ基づいていなければならぬ。さらに、公共的システムとしての道徳においては、道徳規則の違反が道徳的に許されるのは、同じ道徳的な重要性をもつ状況においてその違反が自分たちにも許されると誰もが知つていふということ为前提として、合理的で不偏的な人がそれを許す場合に限られる、ということになる。[228-229]

こうした道徳理論の構想の下にクラウザーは、コンフリクト解消のために原則の「均衡化 (balancing)」を持ち出すピーチャムとチルドレスの路線は事柄を単純化しすぎでありミスリーディングである、と指摘する。これに対してクラウザーの道徳理論の中では、コ

ンフリクト解消のための「分析」と「手続き」が提供されると言うわけである。その「分析」によつて、当該コンフリクトの道徳的に重要な特徴が決定され、その「手続き」によつて、同じ道徳的な重要性をもつ状況に置かれた誰もが他ならぬこの仕方でもコンフリクトを解消するだろうということが合理的で不偏的な人々によつて認められるか否かが決定される。[230]

ピーチャムとチルドレスの「均衡化」路線との違いを述べた上で、クラウザーは、道徳規則、道徳的理想、そして、コンフリクト解消に伴われることのある道徳規則違反の正当化について詳しく論じる[230-232]。クラウザーによれば、諸規則間を統一されたシステムへと結びつけるものは、合理性である。すべての合理的な人々は、その合理性ゆえに、そうしない適切な理由がなければ、自他に対する死、痛み、無力、自由喪失などの危害を避けることを選ぶ。道徳規則は、そうした避けられるべき危害をめぐつて形成された、危害を引き起こすことに対する禁止規則であり、それゆえ、いつでも誰に対しても等しく不偏的に遵守されうるものであるとされる。それに対して、道徳的理想は、誰もが避けたいと思う危害それ自体を予防・除去することを推奨する。それゆえ、危害を引き起こすことを避けるようにと要求する道徳規則の場合とは異なり、道徳的理想は単に推奨されるのみであつて、いつでも誰に対しても等しく実行されるようなものではない。いずれにせよ、合理的な人々はその合理性ゆえに、道徳規則や道徳的理想から構成される道徳のシステムを支持し、かつ、他者が道徳的に振る舞うことを望むように要求され

ることになる。

新たな状況に対応するために道徳規則に対する例外や違反を正当化しなければならぬことがある。その場合には、公共的システムとしての道徳によつて、われわれは、特定の状況下で生じる善と危害のバランスのみならず、その種の例外がすべての人々に認められ、かつ、それが許されることがすべての人々に知られている場合に付随するはずの善と危害のバランスをも考慮に入れるよう要求される。そして、多様な危害を多様な側面から比較考量し、かつ、同じ道徳的な重要性をもつ状況を構成するものを理論的にサポートされた形で決定することによつて、客観的な手続きを踏んで道徳規則の例外を正当化できる、ということになる。ちなみに、危害の比較考量についてクラウザーは、それを道徳的議論の見解不一致の主たる要因であると考え、危害の重みづけについて唯一の解は存在せず、それゆえ、道徳的ジレンマに唯一の解が存在することはほとんどない、と留保を付けている [233]。

最後に、ここまで述べてきたような一般的な道徳理論における道徳規則が、生命倫理に関わるような具体的な場面でのように用いられるのか、ということに関するクラウザーの見解 [234] を手短かに紹介しておこう。クラウザーによれば、一般的な道徳規則が、具体的な制度と組合わせられたり多様な文脈に適合させられたりすることで、個別的な道徳規則が生み出される。たとえば、「欺くなかれ」という一般的な道徳規則は、結婚制度との組み合わせで「姦淫するなかれ」という個別的な道徳規則をもたらす。同様に、特定の

専門職倫理の文脈に合わせて、一般的な道徳規則から個別的な道徳規則がもたらされる。たとえば、「自由を奪うことなかれ」という一般的な道徳規則から「インフォームド・コンセントを得るべし」という個別的な道徳規則がもたらされる、というわけである。

こうした一般的な道徳規則から個別的な道徳規則への移行は、ビーチャムやチルドレスの原則主義においても論じられてはいるが、しかし、クラウザーとガートの共通道徳理論⁶⁾では、道徳は、個々の専門職の特殊な状況を反映して様々な仕方で述べられるにもかかわらず、統一的な全体を有している [236]、と考えられている。この点に彼らの理論重視の姿勢が顕著に現れていると言えよう。現代の具体的な倫理問題に立ち向かう応用倫理学の方法を論じる際には、当然ながら、この一般的なものと個別的なものとのつながりが中心的な争点とならざるをえない。この重要争点について、クラウザーらはシステムとしての道徳という理論に基づいて一応の回答を提示した。では、ビーチャムとチルドレスはこの争点に対してどのように回答しているのだろうか。ビーチャムとチルドレスのクラウザーとガートに対する応答を見る前に、この争点に関して原則主義に大きな影響を及ぼしたリチャードソンの議論をなぞっておくことにしよう。

評述化

リチャードソンは、「応用 (application)」、「直観的均衡化 (intuitive balancing)」に代わる第三の道として「評述化 (specification)」を掲げ、

これを中心とした「詳述化モデル」を提示しようとする [Richardson 1990: 280]。デュロイ由来の倫理に関するプラグマティズム (ethical pragmatism) やロールズ由来の広い反照的均衡 (wide reflective equilibrium) の考え方が強調するように、規範は修正されるものである。詳述化モデルは、こうした修正可能性 (revisability) を認めるところから始まり、さらに、プラグマティズムと反照的均衡では含意されていないある種の恒常性 (constancy) や安定性 (stability) を再構築することをも視野に入れている [290]。

そうして提出される詳述化モデルの中心的な主張は、次のようなものである [294]。われわれの規範を詳述化することは、具体的な倫理問題を解決することの最も重要な局面であり、それゆえに、いったんわれわれの規範が特定の文脈へと適切に詳述化されれば、何をなすべきかは十分に明確になっている。すなわち、詳述化された規範は、それ以上の考察を経ずともすでに行為の指針となりうる。さらに、そうして詳述化された規範は、「おおよその場合に」「一般に」といった言葉で語られる「緩み (looseness)」を有している。それに対して、「常に」で語られる規範は、その規範の「絶対版 (absolute counterpart)」と呼ばれる。

詳述化のプロセスは、以下のように説明される [295-297]。

規範Pが規範Qの詳述化である(あるいは、PがQを詳述化している)のは、次の場合かつその場合に限る。

(a) 規範Pと規範Qは、規範タイプが同じである。

(b) Pの絶対版の考えうる例であればすべて、Qの絶対版の一例とみなされる。(換言すれば、Pの絶対版を満たす行為はすべてQの絶対版をも満たす。)

(c) Pは、実質的な手段で、すなわち、(単に全称量化子を存置量化子に変換することによるだけでなく) 何が、どこで、いつ、なぜ、いかに、何によって、誰によって、誰に対して、その行為がなされるのか、なされないのか、なされるのか、記述されるのかなどを支持する節を追加することで、Qを条件付ける。

(d) そうした追加された節はすべてQと無関係ではない。

(b)によって、選言による詳述化が排除されることとなる。たとえば、「あなたが誰かから身に余る大きな利益を受け取ったときには、あなたはその人に感謝の念を表明すべきである」という規範を、「あなたが誰かから身に余る大きな利益を受け取ったときには、あなたは、その人に感謝の念を表明すべきであるか、その人の子供を密かに援助するべきであるかのいずれかである」という規範にするのは、詳述化ではない。さらに、(c)によって、「拷問は常に不正である」という規範から「拷問は時折不正である」という規範への推移を詳述化とみなさない、ということが規定される。そして、(d)によって、連言による詳述化も排除されることとなる。たとえば、「わたしの患者の健康を促進すべし」という規範を、「わたしの患者の健康を促進すべし、かつ、大作歌劇を書くべし」という規範にするのは、詳述

化ではない。

リチャードソンによれば、この詳述化モデルは、最初の詳細化の対象となる初期規範に対するわれわれのコミットメントの重みを拾い上げている。初期規範の力と詳述化の更新について、リチャードソンは次のように述べている。すなわち、最初の詳述化は、さらなる詳述化によって反駁されうるが、そうしたさらなる詳述化は、初期規範の重要性からその力を得ており、初期規範はその意味でその後も残存し続ける。[297-299] 詳述化の更新を駆動するのは、他ならぬ初期規範に対するわれわれのコミットメントの重みなのである。この初期規範はビーチャムとチルドレスの原則に対応しうるものであり、それを重視するのは原則主義に通じる姿勢であると考えられる。

リチャードソンはさらに、複数の詳述化のうちいずれがより優越するのかを明確に決めることができなければ、詳述化は直観の使用と変わらないことになる、と述べて、広い反照的均衡を念頭に置きながら、「詳述化の合理性の一貫性基準 (a coherence standard for the rationality of specification)」[300] を提示する。リチャードソンによれば、詳述化モデルの合理性には、単に複数の規範間に論理的な一貫性が欠如していないというだけでなく、複数の規範間に論争上の相互支持関係を築くこと（一方が他方によって説明されること）が不可欠である [ibid.]。では、なぜ論理的な一貫性だけでは詳述化の合理性を測れないのであろうか。

規範のコンフリクトは、論理的な不整合がないとしても、実践的

な方向性の違いという形で偶発的に生じうる。規範の実践的なコンフリクトの孕む複雑さについて、リチャードソンは次のように論じる [300-301]。複数の規範がコンフリクトに陥っている場合、それらの規範の両立が現実的に不可能であるならば、その両方に従うべきだと要求する規範そのものを修正する理由がわれわれにはある、ということになる。これは、事実に基づく規範の修正という局面である。また逆に、依拠する事実の偶発性ゆえに、一見相並び立たないと思われる規範であっても変更せずにその両方に従うもつともない理由があることもよくある。その場合には、その状況においてわれわれを導く目的を事細かに詳述化する必要がある。そうした目的の詳述化に導かれて、われわれは両方の規範が並び立ちうるように現実を変えることを促される。そして、そうした目的の詳述化によって偶発的なコンフリクトが実際に回避されたという事実がまさに、そのように詳述化することの理由をわれわれに与えるのである。

詳述化モデルが扱うのは、規範間の論理的なコンフリクトではなくてむしろ、偶発的な実践的コンフリクトである [310]。それゆえ、規範間の直観的な均衡化とは一線を画するものとして詳述化を可能にするためには、その合理性の基準として、論理的な一貫性のみならず、規範間の論争上の相互支持関係の有無を用いることが必要なのである。さらにリチャードソンによれば、そうした論争上の相互支持関係は、一定程度の安定性をもつ理論に依拠した、合理的で公共的な討論と評価 (rational public debate and assessment) を通じて構築されうるものである [305]。別の論考においてリチャードソンは、

生命倫理学の役割について、現実の世界において事例に影響を及ぼす規範をもたらすことに関わる、と述べ、それゆえに必要とされるのは正しい理論そのものではなく理論家と実践家の連携である、と説くことになる [Richardson 2000: 304]。そして、「行為の指針となる諸原則を徐々に発展させていく取り組み全体に対して規範の詳述化と解釈を提供することに、詳述化の優位性がある、と主張するのである [ibid.]」。

さて、すでに本章冒頭で述べたように、リチャードソンの詳述化モデルは、ビーチャムとチルドレスに歓迎され、原則主義は「詳述化原則主義」へとバージョンアップされることとなった。このバージョンアップは、原則主義の中に広い反照的均衡をより自覚的な仕方でも盛り込むことを可能にしたと言えるだろう。ただし、ビーチャムとチルドレスがさらに洗練された詳述化モデルを提出しているわけではないため、内容的にはこれ以上付け加えるものはない。とはいえ、原則主義論争の基本軸を捉えるために、ビーチャムとチルドレスがクラウザーとガートの批判に応える際にリチャードソン経由の詳述化に依拠していることを確認しておく必要があったのである。

ビーチャムとチルドレスの応答

クラウザーとガートに対するビーチャムとチルドレスの応答の基本方針は、クラウザーとガートの批判は自分たちの真意を捉えておらずの外れである、というものである。クラウザーは、原則主義者

の短絡傾向を指摘して、クラウザーらの考える「規則」を自分たちの考える「原則」と同じ役割を果たすものだと単純化して捉えてしまいう原則主義者の習性はもはや驚くに値しない、と皮肉を浴びせている [Clouser 1995: 227]。この皮肉に動ずることなくビーチャムは、ビーチャムとチルドレスが掲げる無危害原則に基づく四つの規則が、クラウザーとガートが掲げる十の基本規則のうちの四つとほぼ同じであることを指摘し、クラウザーとガートの掲げる規則が自分たちのそれに比べて格別に詳述化されてもいないし行為指示的でもない主張する [Beauchamp 1995: 188]。また、批判が集中した善行の原則についても、ガート自身が「あなたの義務を為しなさい」という規則について論じている内容はビーチャムとチルドレスが善行の原則について論じていることとほぼ同じことである、と指摘されている [Beauchamp and Childress 2001: 390]。

ビーチャムとチルドレスは、クラウザーとガートの言う「規則」と自分たちの「原則」の内実に大きな差がないという認識に基づいて、双方の見解の優劣をそれぞれの主張としての成功度の違いに求める。ビーチャムとチルドレスによれば、クラウザーとガートの主張する「回答を導くための単一で明白で一貫した包括的な決定手続 *or* (a single, clear, coherent, and comprehensive decision procedure for arriving at answers)」 [Clouser and Gert 1990: 233] を説明しようとする試みは、そもそも倫理学理論のモデルとしてその成功が疑わしい [Beauchamp and Childress 2001: 389]。さらに、クラウザーとガートは、複数の規範間のコンフリクト解消の論拠を示しうる点を自ら

の理論の強みとして前面に押し出しているわけだが、それが成立するかは明らかではない。どんなガイドラインの枠組みであつても、すべてのコンフリクトに対処するのは不可能であり、クラウザーとガートの理論についてもそれは同じことである。ピーチャムとチルドレスは、包括性を指向するクラウザーとガートのアプローチよりも、詳述化の必要性を明確に指摘する自分たちの原則主義の方がコンフリクト解消に真剣に向き合っているのだ、と自らの立場の優位性を主張する [389]。

こうしてピーチャムとチルドレスは、クラウザーとガートの包括性指向を批判して、不統一、葛藤、不明瞭が道徳的生活のありふれた特徴であることを認め、その事実を理論の中に反映させるべきである、と指摘する [390]。それゆえ、「原則主義のアプローチでは一般的な倫理学理論を提示できない」というクラウザーとガートの批判は、確かに正しいがまったく見当違いなのである。ピーチャムとチルドレスはそうした理論の提示を目指しておらず、むしろ包括的な理論構築に対する幾ばくかの懐疑を表明しているからである。

こうしたピーチャムとチルドレスの応答に力を与えているのは、明らかにリチャードソンの詳述化モデルの存在である。そして、そこで無視できない存在感を放つのは、広い反照的均衡⁸⁾である。すでに述べたように、リチャードソンによる詳述化モデルを取り込むことによつて、ピーチャムとチルドレスの原則主義は広い反照的均衡に対してより明確かつ自覚的にコミットすることが可能になったのだと思われる。これは、ピーチャム自身が、『生命医学倫理の諸原

則』の初版の頃から道徳的推論の弁証法的性格を指摘してはいたが、第四版でそれを広い反照的均衡に結びつけて展開することになった [Beauchamp 1995: 192]と述べていることから明らかである。ピーチャムとチルドレスは、調和主義的正当化にまわりつく「海賊の信条 (Pirates' Creed)」問題に言及しながら、自分たちの採用する広い反照的均衡は単なる調和主義的正当化のプロセスではなく、出発点としての「熟慮された判断 (considered judgments)」にそれ自体としての正当性をさしあたり認め、それに依拠しつつ調和を目指す、というプロセスであると述べる [Beauchamp and Childress 2001: 400]。「熟慮された判断」はすでに一定の豊かな歴史的蓄積を経た信頼に値する判断であつて単なる個々人の直観ではないので、そこにさしあたりの正当性を認めることは可能だというわけである。

クラウザーとガートを初め多くの論者からの批判を受けて次々と自説を改訂していったピーチャムとチルドレスの姿勢それ自体が、まさに広い反照的均衡を体現しているとも受け取れるかもしれない。しかし他方で、批判者であるクラウザーとガートの主張の中に広い反照的均衡の契機を看取することもできない。たとえば彼らは、仮に理論から現実的でない結論が出たならば、理論に立ち戻つて理論を改訂することが必要となる [Clouser and Gert 1990: 234]と述べたり、また、一見演繹的なシステムの構築を目指しているようでありながら、道徳的ジレンマに唯一の解が存在することはほとんどない [Clouser 1995: 233]と指摘したりしている。さらに、

道徳理論について、「共通の道徳直観を説明し正当化しようとする継続中の試み」[228]と説明していることなどから、決して固定的な演繹システムを構想しているのではないことがわかる。こうして見れば、ビーチャムとチルドレス陣営とクラウザーとガート陣営による原則主義論争は、実質的には、「広い反照的均衡」的な着想を軸に、初期の争点については一定程度の収斂に至ったと言つてよいと思われる。いずれにせよ、ビーチャムとチルドレスもクラウザーとガートも、規則や原則あるいは共通道徳といった規範から語り起こすアプローチをとっている点では共通している。その意味では、原則主義論争は、仲間内での闘争であつたとも言えるだろう。そこで次章では、それとは対照的なアプローチ、いわゆるボトム・アップ型のアプローチの代表格である決疑論について論じてみたい。

第二章 決疑論と行為者中心主義

応用倫理学の方法に関する議論では一般に、決疑論は、必ず触れられるにもかかわらず、カビの生えたものとして扱われ比較的手短かに批判された上で通過されてしまいがちであるように思われる。また、日本の応用倫理学においては、それほど積極的な受け入れも骨太の批判もないまま決疑論はある意味で等閑視され、折衷型のアプローチが比較的無批判に流通してしまつていゝのではなからうか。しかし、英語圏での決疑論に関する議論はまだ衰えておらず、論点も出尽くしたとは言ひ難い状況にある。先行研究として有名な

ところでは、決疑論の歴史的な検討と将来的展望を綴つたジョンセンとトゥールミンの手による一九八八年の労作 [Jonsen & Toumin 1988] がある。一九七〇年代以降、道徳哲学者たちが、現代社会における数々の喫緊の倫理問題に対して自分たちの受けてきた哲学的なトレーニングがどのように役立つのかについて悩まされる中、ジョンセンとトゥールミンは、人体実験に関する国家委員会での経験を通じて、決疑論的な道徳推論の歴史と哲学の研究が必要であると考えに至つたのである。その後も、カーソン・ストロングやクツェフスキー、プロデイといった論者がさまざまな視点から決疑論の積極的な展開を試みており、その潜在的魅力を掘り起こそうという動きは続いている。本章では、そうした動向を少しでもフォローすべく、まずはジョンセンによる決疑論の概観をなぞり、ビーチャムとチルドレスの決疑論批判を見た後、クツェフスキーによる決疑論の共同体主義的なアプローチを紹介する。そして最後に、現代の技術者倫理教育の文脈で行為者中心主義的なアプローチを掲げるワイトベックの見解を簡単に確認する。

ジョンセンの決疑論

決疑論の概略を知るために、アルバート・ジョンセンが一九九五年に発表した論考 [Jonsen 1995] を見ておくことが有益である。というのも、この論考においてジョンセンは、決疑論とその他の道徳哲学の異同を巧みに描き出しているからである。

ジョンセンは、決疑論を「道徳的問題に適用されたレトリカルな

推論」と捉え、レトリックを引き合いに出しながら、トピックの指定という決疑論の第一ステップを説明する。かつてレトリックは人々に正しい決断を促す技法であり、偶発的な事実について推論してそこそこ確からしい結論を導く技法であった。レトリックは事例に深く関わっている。事例は、それぞれの状況においてそれぞれ唯一のものではあるが、タイプとして相互に類似しているので、相互に比較・対照されうるものである。さて、古典的な修辞家（レトリシャン）は、事例の語り方、他者を説得するための事例の作り方を教える専門家であった。トピックは、修辞家によって心の場所・空間として捉えられ、記憶の宮廷の中の部屋に喩えられる。異なる主題には異なる宮廷があるとされており、事例を語るにはまずトピックの指定が必要となる。[Jonsen 1995: 241-242]

トピックが指定された後、第二のステップとして、事例の状況(circumstances)、委細が記述され評価されることになる。状況はいわば記憶の宮廷の部屋に備えられる調度品である。「状況が事例を作る」と言われることがあるほど事例にとって状況は重要であるのだが、これまで多くの道徳哲学者たちは状況の道徳的重要性にほとんど注意を向けてこなかった。またさらに、決疑論は、問題に関する事実や特徴を思い出す方法であるだけでなく、それらを評価し、提起された問題の解決を探る道筋でもある。トピックごとに仕分けられた諸状況に即して、「省略三段論法(entymemes)」や「格律(maxims)」を用いて短縮された議論を行なうことになる。[243-244]

決疑論的思考の最後のステップは、諸事例の比較である。いかなる倫理問題もまったく前代未聞だということはないので、新しい事例にはそれに類似した事例があると考えられる。新しい事例の類似事例を探す比較作業では、状況の類似点と相違点の探索が行なわれる。決疑論の見解からすれば、道徳推論とはそもそも類推による推論(reasoning by analogy)であり、検討中の事例に類似した事例を同定し、変化した諸状況ゆえに新事例における判断が従来のもものと異なっているということが正当化されるか否かを識別する試みに他ならない。こうした決疑論の推論は、レトリックと同様に、ある事例に対してその特殊性と特異性を取りこぼすことなく向き合い、その事例についての正しい判断を支持する説得的な議論を発見しようとする、という形式の道徳推論である。そして決疑論は、そうした特徴をもつ道徳推論の理論ではなく、むしろ、問題の委細を調べ上げるために道徳推論に必要とされる補助具である。[245-246]

以上のように、決疑論の概略を説明した後、ジョンセンは、論考のタイトルに提示された問い、すなわち、「決疑論は原則の代替物か、それとも補完物か」という問いに対して木目の細かい回答を提示する。道徳の言葉や議論は、通常は格律や省略三段論法の形をとってあらゆる事例の中に埋め込まれており、それゆえ、原則がなくても決疑論をうまく遂行することはできる。その意味において、決疑論は原則の代替物ではない。他方、決疑論者の仕事は理論指向の道徳哲学者の仕事とは別種の学術的な仕事であるという意味では、決疑論は原則(主義)の代替物であるとも言われうる。いわば、道徳哲

学者が道徳の「記憶の宮廷」の設計者であるのに対して、決疑論者は室内装飾家なのである。しかし、理論や原則で設計された宮殿は、状況という内装や調度品がなければ空っぽの味気ない空間に他ならない。その意味では、決疑論は原則の補完物でもある。[247-248]

ジョンセンはさらに、決疑論が原則の補完物であることについて詳しく述べている [248-249]。第一に、事例の諸状況によって原則の重要性が示唆されることは多々見られる。たとえば、ピーチャムとチルドレスが掲げる四原則が生命医学倫理の領域において重要なものであるということは、医療と医療従事者の役割の長年にわたる伝統、および、現代米国の医療を構成する制度や実践に関わる諸状況に由来しているのである。そうした諸状況の読み取りは、他ならぬ決疑論の仕事である。そして、第二に、ある原則を特定の仕方ですべて詳述化することが適切か否かは、諸状況に照らして明らかにされる他はない。もはや言うまでもなく、そうした諸状況を最もうまく取り扱うことができるのは、決疑論なのである。このように、原則を用いるためには決疑論の助けが必要になる。

ただし、ジョンセンは、事例こそ原則の源泉であるという強い決疑論は支持しない。ジョンセンによれば、原則と状況の相互補完的であり方は複雑かつ微妙であり、それを解明するためには、理論指向の道徳哲学者と事例指向の決疑論者とが協力し合わなければならぬのである。[249-250]

ピーチャムとチルドレスによる批判

こうした決疑論に対して、ピーチャムとチルドレスは、決疑論と原則主義がそれほど遠い位置にあるわけではないことを指摘しながらも、手厳しい批判を加えている。第一の批判点は、「結合の規範 (connecting norm)」に関するものである。ピーチャムとチルドレスの指摘によれば、決疑論者が事例から事例へと建設的に移行するためには、それらの事例が道徳的な重要性 (moral relevance) に関する何らかの認知された規則によって結びつけられていなければならない。すなわち、事例間のあらゆる類推的推論は、一方のものと他方のものが重要な点において類似している (あるいは、類似していない) ことを示す「結合の規範」を必要とする。この規範は類推そのものによつては発見されえないものである。[Beauchamp & Childress 2001: 384] ピーチャムとチルドレスの批判の要点は、決疑論がそうした結合の規範を説明するためには、決疑論とは別の道徳的価値をめぐる理屈が必要になる、ということにあると思われる。

また、第二の批判は、「決疑論の正当化能力 (justificatory power of casuistry)」問題についてのものである。ピーチャムとチルドレスによれば、決疑論者もまた、他の論者が原則などのコンフリクト解消問題を何らかの仕方では抱えているのと同様に、類推、判断、事例解釈についてのコンフリクト解消問題を抱えざるを得ない。そして、コンフリクト解消の過程で、事例が偏った方向へと展開していったり、事例の重要な特徴が無視されたりすることもありうるわけだが、そうした事態を回避するための明確な方法論が決疑論には欠け

ている。決疑論では、たとえば事例の道徳的に重要な特徴の同定は、事例について判断を下す者に依存する。しかし、そうした判断者が偏りのない観点から判断を下している保証はどこにもない。以上を踏まえて、ビーチャムとチルドレスは決疑論を、最初の道徳的前提を欠いた「中身なき方法 (method without content)」であるとして批判するのである。ビーチャムとチルドレスによれば、決疑論的な方法は、事例比較や類推を行なうための基盤となる知識を獲得するために、結局は、道徳的重要性に関する原則によつて補強される必要がある。^[395-396]

クツエフスキーによる決疑論の積極的展開

ビーチャムとチルドレスは、批判を浴びせつつも最終的には、自らの原則主義と決疑論との相違を強調点の違いにすぎないと認める^[Beauchamp & Childress 2001: 396-7]のだが、その強調点の違いが方法論としては重大な違いとなるはずである。ビーチャムとチルドレスが指摘した批判内容も含むような形で独自の視点から決疑論の建設的再構築を試みたものとして、クツエフスキーの仕事を挙げることができる。

クツエフスキーは、一九九四年に発表された論考^[Kuzewski 1994]の中で、共同体主義的な観点からの決疑論の再構築を試みている。そこでクツエフスキーが取り組むのは、マッキンタイアなどの共同体主義の哲学者たちによる決疑論批判である。クツエフスキーは、共同体主義からの決疑論批判を次の二点にまとめている。共同

体主義の考えに基づけば、個別事例の解決は、善き生に関する共有された理解の文脈の中でのみ合理的であり、そうした善き生は、善や価値の共有された序列によつて定義される。決疑論は、中世自然法の全盛期に絶頂を迎えたものであり、それゆえ、その当時における善の共有された序列を前提しているし、そうした世界観によつて恣意性や素朴な形而上学的実在論、現状肯定へと傾かず済んできたのである。しかしながら、現代の決疑論には、中世の自然法を適用するわけにもいかず、現状を批判するための善の共有された序列が欠けている。これが第一の批判点である^[Kuzewski 1994: 100]。第二の批判点は、そうした善の共有された序列への目配りの欠落ゆえに、決疑論は結局、個人主義と自律尊重に傾く滑りやすい坂へと生命倫理や社会を押し出していくことに荷担してしまっている、という点である^[101]。なお、これら二つの批判点は、共同体主義特有の価値観からの含意を差し引けば、決疑論における「結合の規範」と「正当化能力」の欠落を指摘したビーチャムとチルドレスの批判に大筋の点で一致していると思われる。クツエフスキーは、こうした批判に答えて、現代の決疑論を建設的に再構成しようと試みるのである。

クツエフスキーは、決疑論者の一般的な傾向を述べるために、カーソン・ストロング、ジョンセンとトゥールミンといった代表的な論者の立場を整理する。クツエフスキーによれば、ストロングは、模範事例 (paradigm) によつて中間レベルの原則 (mid-level principles) の適切な使用が例示化される、と考え^⑩、ジョンセンと

トウルミンは、中間レベルの原則は事後的考慮の産物なので個々の行為それ自体が重要である、と考える。いずれにせよ決疑論者たちは、事例に取り組むために善の共有された序列は必要ない、と論じているように思われる。とはいえ、決疑論者たちも実際には、ごく一般的な意味においては、善の共有された共通理解に依拠せざるをえない、とクツェフスキーは指摘する。むしろ問題は、そうした共通理解が素朴な形而上学的実在論に基づいていないか、ということである。[105]

この問いに対するクツェフスキーの回答は、否である。現代の決疑論者たちは、ある事例において問題となつている重要な善を同定する能力として「実践知 (practical wisdom)」を想定している。決疑論において、正しい行為は、その行為で促進される善の認知に基づいている。こうした考え方は確かに一種の道德実在論ではあるが、しかし、そこには善の本性に関する形而上学的思弁も善の存在論的地位に関する理論も介在しない。そこにあるのは、それぞれの事例が大小様々な重要な考慮事項を含んでいること、および、思慮深い人物 (prudent person) がそのうちのどれがどれなのかを同定することができるということ、これら二つの主張のみである。[106]

ただし、現代社会では、人々に共有されている複数の価値観の間の重みづけは刻々と変化している。たとえば、ストロングの考えるような模範事例についても、それが依拠する中間レベルの原則の順位づけは、人々に共有されているものとはいえ、変化していくものであつてそれほど確実なものではない。仮に決疑論が現在共有され

ている価値観にしたがつて事例比較を行なうとすれば、判例法が時にそうであるように、決疑論もまた、現時点の文化における価値序列を補強する現状肯定の方向に強く傾いていてのではないか、という批判が頭をもたげてくるであろう。しかし、同じ決疑論者のジョンセンは、そうした決疑論のあり方があるべき姿ではないと考える。ジョンセンによれば、価値や善の重みは、共同体で共有された理解に対してよりむしろ、事例を取り巻く状況に対して相対的であるべきなのである。[106-107]

いずれにせよ、決疑論を用いても、事例によつては模範事例と模範事例の間のグレーゾーンに陥つて数多くの解決のあり方を許すことがあるので、決疑論者は決疑論という方法が不可謬ではないことを認めざるをえないだろう。決疑論が可謬であることを認めるならば、それを補うべく、どうすれば決疑論が現状に対して批判的であり続けることができるのかを決疑論それ自身が説明できなくてはならない。そうでなければ、決疑論が現状肯定に与する方法であるという批判に答えられないのである。クツェフスキーによれば、決疑論の現状批判力を示すためには、次のような三つのステップが必要となる。(一) 本物の模範事例 (genuine paradigms) と中間的な模範事例 (intermediate paradigms) の二種類の認知が存在する。(二) 個別事例の文脈と道德的に重要な特徴とを同定する上で実践知が重要であることを知る。(三) 道德的分類学 (moral taxonomy) が発展する。[107-108] これら三つのステップを考慮しながら、クツェフスキーは、決疑論者に求められる徳としての実践知について以下

のように論じていくのである。

決疑論者は、自分たちの結論が恣意的なものでないことを示すために、なぜある解決が他の解決より重視されるのかを説明し、その重みづけの変化について明確な理由を提示しなければならぬ。その際には、決疑論の文脈依存的なあり方についてはつきりと説明しておくことが重要である。第一ステップに関するのだが、本物の模範事例は、移ろいやすい社会的文脈からは独立にそれ自体として存立しうるものであり、中間的な模範事例はそれよりも幾分曖昧な状態にある。腕の良い決疑論者であれば、本物の模範事例を中間的なそれから区別した上で、中間的な模範事例の扱い方、および、それを問題視すべき場面についてわかっているなければならない。中間的な模範事例を問題視する際には、その模範事例が編み込まれている社会的文脈や個人的文脈を明示化して、新たな行為を論争中の価値観とうまく調和させられる方途を示すこととなり、また他方、中間的な模範事例を扱う際には、その制度的背景、そこで育まれた価値観、個々の状況がそれらに及ぼす影響のあり方に関して一定の共有された理解がある、と想定する。[109]

決疑論者は、個々の事例を扱う際に常に明示的にそうした制度的背景、価値観などに言及しなければならぬわけではない。むしろ、そうした背景にある想定がいつ問題視され考察されなければならないのかを知っていることが重要である。このことこそが実践知を備えた人物の証しである、と主張することで、決疑論者は特定の価値の密輸入を避けられる。したがって、決疑論者は、実践的推

論 (practical reasoning) という能力によって、本物の模範事例と中間的な模範事例が適切に区別され、かつ、中間的な模範事例を問題化すべき適切な場面が認知されうる、ということを確認している。クツェフスキーによれば、この能力を発展させれば、それは賢慮や実践知というアリストテレス的な徳と重なることになる。[ibid.]

たとえばジョンセンとトゥールミンが医師の実践知を「パターン認知 (pattern recognition)」と称する [Oanson and Toulmin 1988: 40] ように、そもそも実践知とは、経験を要求するパターン認知の一種である。この種のパターン認知は、道徳的に重要な特徴を主題化させる状況の物語 (narrative) として結実する。しかし、クツェフスキーは、物語記述の単なるプロセスよりむしろ、事例の道徳的に重要な特徴を同定する合理的能力 (rational faculty) という徳、すなわち実践知を重視する。この実践知により、単一の事例についていかにようにでも記述できるという事態を回避することができるのである。また、実践知は、既存の制度の最善の伝統の中にあるものを決定し、かつ、当該の諸関係や個々の人々に適合した行為を決定することができる。さらに、中間的な模範事例の発展によって、特定の状況に即して解釈されるべき新しい価値観が認知されうる。こうして、個々の事例の物語を解釈する際に実践知が重要であることを強調することで、決疑論が滑りやすい坂を回避する見込みが有望なものとなる。[Kuczewski 1994: 110-111]

実践知とそれが紡ぎだす物語的な歴史によって、より幅広く豊かな暗黙の共有価値群へのアクセスが可能となる。既存の制度に

埋め込まれた暗黙の共有価値群は、決疑論の方法を導入するための始点を成すものである。それらの価値の適用を洗練させることで、決疑論者は、先例を蓄積し、微妙な差異を見抜く経験を積む。こうした蓄積の産物が、「発展する道徳分類学 (an evolving moral taxonomy)」である。この分類学によって、決疑論の始点を形成する共有された理解が明示化され始める。こうした発展する構造の中にこそ、滑りやすい坂や慣習主義に対する決疑論者の防波堤を見出すことができる、とクツェフスキーは述べる。[111]

クツェフスキーによれば、道徳分類学には、現在主流の価値を反映した事例のみならず、さまざまな事例が含まれる。滑りやすい坂の危険性は、一方の価値観に傾いた解決をみる事例の数が増えるにつれて、その価値観が他の価値観を駆逐するまで増殖する、というところにある。しかし、決疑論者の道徳分類学は、その発展する構造ゆえに、現時点での善のみならず多くの種類の善に場所を与える。それによって、特定の時点で優勢な位置にない善をも評価する可能性を保持することができる。それゆえ、道徳分類学は、決疑論の批判的機能の鍵である。決疑論者は、多様な道徳的考慮に精通することで、特定の制度や実践の中で伝統に対する狭すぎる見方を批判する一連の視点を身につけるのである。[112]

決疑論には、個人的な物語や制度的な物語への依拠、模範事例や事例の微妙な差異を考慮するニュアンスに富む分類学の展開といった形で、共同体主義的な要素が本質的に含まれている、と考えられる。そこでクツェフスキーは、このように再構築された自らの決

疑論を「共同体主義的決疑論 (communitarian casistry)」[113]と称する。また、後の論考においては、「道徳知識をもつ共同体主義者 (the communitarian person of moral knowledge)」と「実践知をもつ決疑論者 (the casuist of practical wisdom)」は本質的に同一である、と述べられることになる [Kuczewski 1998: 431]。こうしたクツェフスキーの決疑論は、ビーチャムとチルドレスによる「中身なき方法」という批判に対して十分対抗しうる議論を展開していると思われる。実際クツェフスキーは、原則主義と決疑論の関係について、トップ・ダウン型アプローチの不毛さが両者の共通認識であり、また、決疑論が実践知を重視するように、原則主義も、原則を結びつけるアルゴリズムではなく倫理学者の判断を重んじている、と両者の間の共通点を指摘しつつも、だからといって原則主義が決疑論に何か新しいものをもたらしてくるわけではない、と述べて、原則主義による決疑論の補強というビーチャムとチルドレスの提案をあっさり退けている [430]。いずれにせよ、クツェフスキーの決疑論の積極的展開の試みは、事例に根を生やしながら現状肯定に終わらない批判力を備えた新しい決疑論の可能性を示唆するものである¹¹⁾と思われる。

ワイトベックの行為者中心主義

本章を締めくくりに当たって、一九九八年に発表されたワイトベックの仕事 [Whitbeck 1998ࣘワイトベック二〇〇〇]に言及しておきたい。これまで見てきた論者たちの主たるフィールドが

生命倫理の領域であったのに対して、ワイトベックの携わる主たる領域は技術者倫理 (engineering ethics)¹²⁾、とりわけ技術者倫理教育である。ワイトベックの議論がこれまでの方法に関する議論と異なる最大の点は、倫理学者の仕事の重心を倫理教育という側面に置いていることである。決疑論が、医師の実践知と決疑論者の実践知とをある意味ではアナロジカルに見ていたように、ワイトベックは、倫理問題を技術的な設計問題とのアナロジーで捉えて、新たな方法論の可能性を提示している。現実起こっていることや事例を重視する姿勢は、両者に相通するものではあるが、決疑論者の視点があくまでも倫理問題を解く専門家の視点であるのに対して、ワイトベックが重視するのは、実際に倫理問題に直面した個々の行為者の視点である、という点で両者は根本的に異なっている。ワイトベックがとる応用倫理学¹³⁾の方法は、いわば「行為者中心主義的アプローチ」である。このワイトベックのアプローチについては、坪井雅史の最近の論考「坪井二〇〇五」など、詳細な検討を試みた仕事がある。いくつかあると思われるので、本稿では、あまり深入りはしないうでおきたい。

ワイトベックは、従来型の応用倫理学の方法を次のように批判する [Whitbeck 1998b: <http://onlineethics.org/bh/appow-pt2.html>]。行為者は、ひとたび選択肢が定式化されたなら、それらの選択肢の重みづけを行なう批判的判断のスキルを必要とするのだが、しかし、そうしたスキルは、倫理問題にいかに対処すべきかを熟慮する上で行為者に必要とされるスキルのほんの一部分にすぎない。ピーチャ

ムとチルドレスは『生命医学倫理の諸原則』においてこの点を見落としており、彼らが行為者の熟慮を話題にする際には、行為者の熟慮のもつ、正当化の枠を超え出る側面が見落とされてしまっている。また、ワイトベックによれば、抽象的な原則を定式化することに関心を寄せることはしばしば、現場の実践者が体験する諸問題を顧みないことにつながりがちであった。そして、哲学者たちに倫理問題の実際の特徴への留意が欠けていることがしばしば、そうした問題に関する虚偽の陳述につながってきたのである。そうした虚偽の陳述は、医療に関する決定やその準備といった事柄に関して公衆を誤った方向に導くがゆえに、深刻な帰結をもたらさう。ワイトベックの指摘する応用倫理学の欠陥は、倫理問題が分析のみによって解決される問題として取り扱われる傾向をもつことである。行為者の視点に立った総合的な推論が無視されることで、倫理問題の性格が歪められ、また、実際の問題状況をそれほど知らずにそのことに関する論文を書くことができる。哲学者たちが信じ込むようになった。このことは、さらに、多くの倫理学者たちが倫理問題に関する公衆の理解を促進するという自分たちの義務を怠ることにつながってきた、とワイトベックは応用倫理学の現状を診断する。そうした倫理問題に関する間違った理解の主たる原因は、応用倫理学における道徳的行為者の視点の欠陥にある。ワイトベックは、「審判の視点、つまり「どこにもない」場所から関係のない立場で問題を眺め、それを「人間に関する数学の問題」であるかのように扱う評論家の視点」[ワイトベック二〇〇〇・九二頁]から倫理問題を論じること

を強く戒めるのである。

ウイトベックによれば、倫理的な事柄をめぐる意見の不一致は、異なる価値観の対立という場面よりもむしろ、共通の何かを目指したり避けようとしたりする中で、それをどこまでやるかが問題になる、という場面で頻繁に生じる〔七六頁〕。したがって、倫理問題は、一定の制約の中で一定の目的に向かってどのように設計すべきかという設計問題とのアナロジーで把握されるのが相応しいとされる。ウイトベックは、「何重もの制約を受ける」という工学設計の問題の特質を強調し、それが倫理問題のためのモデルとなりうると主張する。厄介な倫理問題では道徳的な配慮を必要とする多様な事柄が絡み合っており、行為者はそれらを可能な限りすべて考慮しなければならぬ。ウイトベックによれば、これまで倫理問題は何らかの対立状態として捉えられることが多かったが、実際に生ずる倫理問題の多くは、多様な要求と倫理的制約にかかわるものであり、それらの制約を同時に満たすことができる場合もあればできない場合もあるようなものである〔九二頁〕。そうした倫理問題を、実際にそれに直面する行為者の観点から捉えようとするのがウイトベックのアプローチである。

ウイトベックは、具体的には、設計問題から倫理問題が獲得する教訓を次のようにまとめている。

- 一、まず置かれた状況の中の未知の要素および不確かな要素の検討を考察することから始めよ。〔七九頁〕

二、実行可能なさまざまな解決策を探るということは問題を明確化することは別であり、解決策を探るためにはより多くの情報を必要とする。〔八〇頁〕

三、時間の制約のもとで行動することになるので、多くの場合、最初からいくつか可能な解決策を同時進行的に進めていくことが重要である。〔八三頁〕

四、問題状況には動的性質があり、問題状況とそれに対するわれわれの理解は、どちらも時間の経過とともに変化し発展していくものである。〔八四頁〕

坪井の言うように、ウイトベックが提示したのは、「私たちが現実の倫理問題に取り組むまさにその時点・現場で必要とされる、対処法についての方法論」〔坪井二〇〇五・七三頁〕に他ならない。確かに、こうしたアプローチは、ステレオタイプ化された従来型のアプローチに対する批判としては、魅力的である。しかし、そこで提示されているのはあくまでも現場で賢く振る舞う方法にすぎず、われわれが問題をどのように捉えるべきであり、どのように対処するべきであるのかについては多くは語られていない、という印象は拭えない。そうだとすれば、決疑論に対する「中身なき方法」という批判がウイトベックのアプローチに対しても同じように当てはまることになろう。

むすびー方法論論争が含意するもの

以上、原則主義をめぐる論争、決疑論、行為者中心主義といった応用倫理学の主要な方法について概観してきた。本稿を結ぶに当たり、こうした方法論論争が含意するものについて述べておきたい。

概して、方法論として洗練され抽象度が高まるにつれて、その方法自体が、応用倫理学的研究に取り組み具体的場面にうまく適用でき、このか、という疑念がかえって強まっていくように思われる。倫理学に対して向けられていた実効性についての批判が、メタレベルではあるが同じ形で、応用倫理学の方法論に対しても再び浴びせられることになりかねない。そうした批判のループから抜け出すためには、応用倫理学の方法は常に、具体的なテーマに即した研究を念頭に置き、また、それと同時並行かつ往復する仕方で行わなければならないだろう。その際には、個々のテーマの研究遂行の実例を方法論の単なる例証に終わらせてしまわないことが肝要である。道徳と理論の関係についてのピーチャムとチルドレスの言い回し、「道徳が理論の錨なのであって、理論が道徳の錨なのではない」[Beauchamp & Childress 2001: 405] は、方法論と応用倫理学的研究の遂行の関係についても当てはまるはずである。応用倫理学の方法論は、最終的には、応用倫理的な研究に取り組む者のために為されるものであって、哲学・倫理学者好みの理屈遊びの玩具箱に収納されてしまうことは回避されねばならない。実際、本稿で採り上げてきた、米国での論争の中心の一つに位置するピーチャムやジョン

センたちは、方法を論じる際にも常に個々の倫理問題に取り組む文脈への目配りを怠っていない。他方でガートやクラウザーらもまた、倫理学者として個々の倫理問題に対して発言していく際の自らの依って立つ「専門性」を常に意識する形で方法論を展開している。

その観点から考えると、たとえばピーチャムとガートの見解の相違の根にあるのは、学としての応用倫理学のあり方に対するアプローチの違い、あるいは、倫理学者としてのスタンスの違いであるように思われる。ピーチャムの想定している生命倫理学者の足場は医療や行政における実践的議論の場であり、そこで合意形成をいかにコーディネートしていくかが最大の関心事となっているように思われるのに対して、クラウザーやガートは、あくまでも倫理「学」の立場から、日常的な道徳の現実性と感受性を明らかにして一貫した実践的指針を導き出す理論モデルの構築に力を置いているように思われる。また、ジョンセンら決疑論者は、基本的にはピーチャムと同じく、実際の議論の場での合意形成に対して照準を絞っているように思われるが、決疑論の場合には、決疑論者自身が、個々の事例に対して具体的な判断を下す主体に他ならず、その主体には一定のスキルを身につけた専門家（あるいは賢人）であることが求められている。そうした専門家や賢人の中に応用倫理学に取り組む者も含まれている、というのが決疑論支持者の倫理学者としてのスタンスであると思われる。

行為者中心主義を支持するワイトベックの場合は、上記の論者たちとは少し毛色が違っている。ワイトベックは、技術者倫理教育

を念頭に置き、実際にわれわれ個々の人間がどのように倫理的・道徳的思考を行なっているのかという問いに答えることを目指している。そして、設計問題とのアナロジーで倫理問題を捉えるというウイトベックの回答には、なかなか説得力があるように思われ、また、彼女自身の取り組みの主たる目的は、技術者倫理の具体的な諸問題に対処することとして明確に示されている。しかし、そこでは、ウイトベック自身が、哲学・倫理学者として、どのような社会的役割を果たしうるのか、という問題意識が必ずしも明らかであるとは言えない。ただし、ウイトベックが技術者倫理の諸問題を倫理教育の観点から丁寧に取り扱っていることから、次のように考えているのではないかと推測することはできるだろう。すなわち、ウイトベックの構想する哲学・倫理学者の社会的役割は、倫理問題の本質を歪曲しないように行為者の視点を組み込んだ理論構築を行なった上で、医療従事者、技術者、弁護士といった専門職に従事することになる学生たちにそれぞれの専門教育に即した形で実効的な倫理教育を施すことである。ウイトベックの主張を敷衍すれば、哲学・倫理学者の役割は、個々の事例に対して回答を与えることではないし、そのようなことが可能だと思いをされてしまうことはむしろ社会にとつて有害である、ということになろう。しかし、そうなること、審議委員会等の政策決定にかかわる場面で倫理判断を下さなければならぬ時に、ウイトベックの提示する方法は、その場に置かれた哲学・倫理学者にどのような具体的示唆を与えることができるのだろうか¹⁴。もちろん、そもそもそのような場に身を置くことを慎むべ

きだという回答も十分可能ではある。

さて、本稿では主に、生命倫理や技術者倫理の領域における方法について観てきたのだが、ビジネス倫理や情報倫理その他のさまざまな応用倫理学的研究における方法は、本稿で扱ったものとは幾分異なっているだろうと思われる。たとえば、生命倫理や技術者倫理などの専門職倫理に関わる領域に比べてビジネス倫理の場合には、問題に関わるのは倫理学者の他に、ビジネスに携わる当事者（企業経営者、従業員、その他のステイクホルダーなど）、ビジネスに関する研究者（主として経営学者）、経済に関する研究者（経済学者）など、視点の異なる複数の種類の人々である。環境倫理になれば、問題に関わる人々のバックグラウンドの多様性はさらに増大する。また、そうした系に括られないとはいえ応用倫理学が関わりうる問題（死刑存廃問題、教育問題など）では、問題に応じて関わる人々の性質が変わることになるだろう。どのような人が問題に深く関わるのかに応じて、そこに参与する応用倫理学のアプローチも変わらざるをえないことは想像に難くない。

いずれにせよ、方法論の問題は、実は、個々の論者の応用倫理学的な研究に取り組むスタンス、自らの依つて立つ専門性に関する理解のあり方、さらには、論者が取り組む問題に深く関わる人々の性質によつて規定されている。なぜなら、ウイトベックがトマス・ネーゲルの言葉を引いて述べたように、「どこにもない」場所から関係のない立場で問題を論じることは方法論についてもできないはずだからである。したがって、方法論のアプローチの多様性は、応用倫

理学者の役割の多様性を示唆していると言つてよいであろう。

応用倫理的な思考を導くおおよその筋道としては、すでに述べてきた方法論のすべてが参考になると思われる。しかしながら、多様性を指摘するだけでは、安易な相対主義に終わってしまうことになる。「アンソロジー症候群」という診断をメタレベルで再び下さないためにも、多様な方法のうちいったいどれが特定の問題領域において適切な方法なのかについて、ある程度の説明が必要となる。

そこで、本稿ではいささか乱暴に、どの方法を支持する者にもむかひ否定しがたい説得力をもつ「反照的均衡」の考え方をさらに広くする、という提案をしたい。すなわち、問われている問題とそれらにまつわるわれわれの道徳直観、特定の方法で遂行される応用倫理的な研究、そして、他領域の知の営み、これら三者の間で相互に擦り合わせを行なうという、「さらに広い反照的均衡」である。もはや「反照的均衡」という言葉がインフレを起こして無意味だと言われるのであれば、単に、取り組む問題を共有する他領域の知とのぶつかり合いを通じて、当該の問題に適切な応用倫理の方法が練り上げられていく、と述べ直しても構わない。応用倫理の方法は、そのような形でしか論じることができないものであろう。

すると、次に、他領域の知とぶつかり合うためのインターフエイスが応用倫理学の側に用意されていないことになる。これについて詳細に述べるのは別稿に譲ることにするが、概略を述べれば、次のようになろう。すなわち、従来型の哲学・倫理学が得

意とする学説史・思想史の研究から得られる歴史的な概念理解、および、概念の批判的分析といったものを応用倫理学者の「基礎教養」とし、それをベースに、方法としてのエッセイを遂行する。そうしたことが、他領域の知とのインターフエイス構築につながる一つの方途になりうると思われる。

注

(1) この論争に関して日本語で読めるものとしては、ピーチャム自身の来日時の講義録「ピーチャム一九九九」、および、東京大学医学部の人材養成ユニットCBEIによる医療倫理のテキスト「赤林二〇〇五」、さらに生命倫理の成立史を綴った香川知晶の著書「香川二〇〇〇」などがある。

(2) その典型例として「Beauchamp and Childress 2001」および「Beauchamp 2003」が挙げられる。

(3) 一九八四年の*The Monist*誌上において応用倫理学を再考する特集が組まれているのだが、そこにおいてすでに、ピーチャムとガートが肩を並べてそれぞれの論考を発表している。しかし、この段階では、ピーチャムがガートやクラウザーを強く意識した論述を展開している【Beauchamp 1984】のに対して、ガートはピーチャムをそれほど意識していない【Gert 1984】。後に述べることになるが、ガート自身のアイディアが原則主義に対する反動から生まれてきたものではないことはここからも伺い知れる。

(4) さらに言えば、「ピーチャムとナルドレスの原則主義」対「ガートとクラウザーの共通道徳理論」という対立軸の他に、次章で取り扱う決疑論とそれぞれの対立軸があり、原則主義、共通道徳理論、決疑論は、一見したところ方法論論争上の三棘み状態にあるように見える。「共通道徳理論」対「決疑論」の対立軸では、最近のガートとストロングの応酬【Strong 2006a】【Gert 2006a】【Strong 2006b】【Gert 2006b】がある。

- (5) 『生命医学倫理の諸原則』は一九八九年の時点で第三版が出版されていたが、クラウザーとガートが論駁したいのは個々の論者ではなく生命倫理学界の潮流であるため、多くの人々が手にしているであろう一九八三年刊行の第二版を参照している、という但し書きが付け加えられている [Clouser and Gert 1990: 236]。ピーチャムとチルドレスが版を更新する度にクラウザーとガートの批判に応えているのは対照的な姿勢であることに注目されたい。
- (6) クラウザーとガートの理論は、「不偏的規則理論 (impartial-rule theory)」と呼ばれてもいる [Beauchamp and Childress 2001: 390] が、九五年のクラウザーの論文 [Clouser 1995] のタイトルに「原則主義の代替案としての共通道徳」という表現が見られることから、本稿ではクラウザーとガートの理論を「共通道徳理論」と称することとしたい。ただし、「共通道徳」をめぐっては別途論争が継続されており、この語をクラウザーとガートの陣営もピーチャムとチルドレスの陣営も共有するという複雑な論争状況を呈しているため、注意を要することだけは指摘しておくたい。
- (7) 一〇年後の二〇〇〇年に『*Journal of Medicine and Philosophy*』誌で特集が組まれ、リチャードソン [Richardson 2000]、ガート、カルバー、クラウザー [Gert, Culver and Clouser 2000]、ストロンク [Strong 2000]、ピーチャム [Beauchamp 2000]、ヴェンセン [Vonsen 2000] といった米国内における主要な論者たちが、詳述化、詳述化原則主義、決疑論という立場を起点として生命倫理学の方法論について論じている。この特集での議論を概観したイルティスの論考 [Iltis 2000] も参照されたい。
- (8) 日本において広い反照的均衡の重要性を応用倫理学の文脈で指摘した比較的早い時期のものとしては、川本隆史の仕事「川本一九九三」を挙げることができる。また、「多元主義的基礎づけ主義」の方法論として広い反照的均衡を位置づける伊勢田哲治の仕事「伊勢田二〇〇六」がある。
- (9) ただし、優れた研究が皆無であるわけではない。たとえば、哲学史の観点から、現代の決疑論をめぐる議論に照らしながらトマス・アクィ

ナスの倫理思想を新たに読み解いた論考として、藤本温の仕事「藤本二〇〇五」がある。こうした堅実かつ建設的な哲学史研究と応用倫理学研究が、さらに個人レベルを超えて交叉する場が必要であると思われる。

(10) クツェフスキーの整理 [Kuczewski 1994: 102] によれば、ストロンクの決疑論における事例比較の方法では、次の三つのステップを踏む。(一) ある事例に関連する中間レベルの原則を同定し、それに関連する役割義務に留意する。(二) 行為のありうる成り行きを同定する。(三) 検討中の事例をそれに類似した他の諸事例と比較する。こうした比較を通じて、どの中間レベルの原則が、事例に付随するどの状況にむすびつのかを同定することが容易になる。

(11) この論文でのクツェフスキーの議論は確かに、「実践知」の内実をどう考えるのか、この問いに対して共同体主義的アプローチで十分に答えられるのか、といったより重要で困難な問題への取り組みにまで至っていない。一九九七年の単著 [Kuczewski 1997] では、共同体主義と決疑論を融合したクツェフスキー独自の方法論がより詳細に展開されているが、本稿ではその委細には立ち入らずにおく。

(12) 私見では、技術者倫理は現在、いろいろな側面で生命倫理に比肩する隆盛を見せているようにも思われる。技術者倫理についてその歴史的経緯と将来の展望を記した最近の論考として、杉原桂太の仕事「杉原二〇〇四」を挙げることができる。

(13) 彼女自身はおそらく「応用倫理学者」と呼ばれることに留保を付けるであろう。というのも、彼女は、ピーチャムらの原則主義的なアプローチを「応用倫理学」の一般的方法だと分析して批判しているからである。

(14) たとえば、決疑論は、そうした場面における行為者としての哲学・倫理学者の思考のガイドラインの一例を提供してくれるように思われる。

文献

- 赤林朗編「二〇〇五」『入門・医療倫理Ⅰ』、勁草書房。
伊勢田哲治「二〇〇六」『広い反照的均衡と多元主義的基礎づけ主義』、

- Nagoya *Journal of Philosophy*, 第五号, 二九一-五三頁。
- 香川知晶 [二〇〇〇] 『生命倫理の成立—人体実験・臓器移植・治療停止』、勁草書房。
- 川本隆史 [一九九三] 『応用倫理学の挑戦—系譜、方法、現状について』、『理想』第六二五号、理想社、二〇—三四頁。
- 杉原桂太 [二〇〇四] 『技術者倫理を捉えなおす—公衆の安全・健康・福利のために何をすべきか—』、『社会と倫理』(南山大学社会倫理研究所) 第一七号、一五三—一七〇頁。
- 坪井雅史 [二〇〇五] 『応用倫理学の方法論をめぐる—WREと設計問題アナロジーを参考に』、『人文研究』(神奈川大学人文学会) 第一五七集、五九—八〇頁。
- ピーチャム・トム・L [一九九九] 『生命医学倫理のフロントニア』(立木 教夫・永安幸正監訳)、行人社。
- 藤本温 [二〇〇五] 『トマス・アクィナスと決疑論的思考について』、『中世思想研究』(中世哲学学会) 第四七号、七三—八九頁。
- Beauchamp, Tom L. [1984] "On Eliminating the Distinction Between Applied Ethics and Ethical Theory," in *The Monist*, vol. 67, no. 4, pp. 514-531.
- Beauchamp, Tom L. [1995] "Principlism and Its Alleged Competitors," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 5, no. 3, pp. 181-198.
- Beauchamp, Tom L. [2000] "Reply to Strong on Principlism and Casuistry," in *Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 25, no. 3, pp. 342-347.
- Beauchamp, Tom L. [2003] "The Nature of Applied Ethics," in *A Companion to Applied Ethics*, ed. by R. G. Frey & Christopher Heath Wellman, Blackwell Publishing, pp. 1-16.
- Beauchamp, Tom L. and Childress, James F. [2001] *Principles of Biomedical Ethics*, 5th ed., Oxford University Press.
- Clouser, K. D. [1995] "Common Morality as an Alternative to Principlism," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 5, no. 3, pp. 219-246.
- Clouser, K. D. and Gert, B. [1990] "A Critique of Principlism," in *Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 15, pp. 219-236.
- Gert, B. [1984] "Moral Theory and Applied Ethics," in *The Monist*, vol. 67, no. 4, pp. 532-548.
- Gert, B. [2006a] "Making the Morally Relevant Features Explicit: A Response to Carson Strong," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 16, no. 1, pp. 59-71.
- Gert, B. [2006b] "A Brief Reply to Carson Strong," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 16, no. 2, pp. 195-197.
- Gert, B., Culver, C. M. and Clouser, K. D. [2000] "Common Morality versus Specified Principlism: Reply to Richardson," in *Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 25, no. 3, pp. 308-322.
- Hitts, Ana Smith [2000] "Bioethics as Methodological Case Resolution: Specification, Specified Principlism and Casuistry," in *Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 25, no. 3, pp. 271-284.
- Jonsen, Albert R. [1995] "Casuistry: An Alternative or Complement to Principles?," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 5, no. 3, pp. 237-251.
- Jonsen, Albert R. [2000] "Strong on Specification," in *Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 25, no. 3, pp. 348-360.
- Jonsen, Albert R. andoulmin, Stephen [1988] *The Abuse of Casuistry: A History of Moral Reasoning*, Berkeley: University of California Press.
- Kuczewski, Mark [1994] "Casuistry and Its Communitarian Critics," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 4, no. 2, pp. 99-116.
- Kuczewski, Mark [1997] *Fragmentation and Consensus: Communitarian and Casuist Bioethics*, Georgetown University Press.
- Kuczewski, Mark [1998] "Casuistry," in *Encyclopedia of Applied Ethics*, vol. 1, pp. 423-432.
- Richardson, H. S. [1990] "Specifying Norms as a Way to Resolve Concrete Ethical Problems," in *Philosophy and Public Affairs*, vol. 19, pp. 279-310.
- Richardson, H. S. [2000] "Specifying, Balancing, and Interpreting Bioethical Principles," in *Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 25, pp. 285-307.
- Strong, Carson [2000] "Specified Principlism: What is it, and Does it Really

- Resolve Cases Better than Casuistry?," in *Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 25, no. 3, pp. 323-341.
- Strong, Carson [2006a] "Gert's Moral Theory and Its Application to Bioethics Cases," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 16, no. 1, pp. 39-58.
- Strong, Carson [2006b] "Continuing the Dialogue: A Reply to Bernard Gert," in *Kennedy Institute of Ethics Journal*, vol. 16, no. 2, pp. 189-194.
- Toulmin, Stephen [1981] "The Tyranny of Principles," in *Hastings Center Report*, vol. 11, no. 6, pp. 31-38.
- Whitbeck, Caroline [1998a] *Ethics in Engineering Practice and Research*, Cambridge University Press. (C・ウ・エ・エ・マン [二〇〇〇] 札幌順・飯野弘之訳『技術倫理I』みすず書房。)
- Whitbeck, Caroline [1998b] "Philosophical Ethics and Practical Ethics: The Philosophical Appendix to Ethics in Engineering Practice and Research", Cambridge University Press, <http://onlineethics.org/bb/appendix.html>. (二〇〇六年一月現在)

(本稿は、二〇〇六年度南山大学パツへ研究奨励金I-A-2の助成を受けて執筆されたものである。)